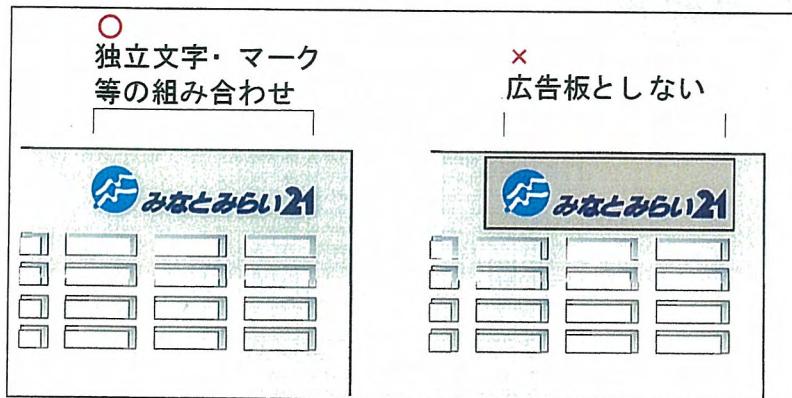


ア. 屋外広告物は、賑わいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1の規格による質の高い広告景観を創造する。

別表1

表示内容・デザイン	表示内容は地域のにぎわいや良好な環境の演出に寄与するものとし、商品・サービス等の営利目的の部分を最小限の大きさとした、品位の良さを感じられるデザインとする。 ビルサインは独立文字・マーク等の組み合わせによるものとする。
色彩	表示面の色彩は、マンセル表色系で色相がR系若しくはY系で、明度が4以上8以下のものは、彩度8以下の落ち着いた色彩を基調とする。
照明	照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等を避け、街のにぎわいや地区全体の夜景の演出を阻害しないものとする。
映像広告	映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等、良好な景観に十分配慮するものとする。

ビルサインの基本構成



独立文字によるビルサインの例



独立文字によるビルサインの例



独立文字によるビルサインの例

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)行為指針
(景観条例)

対象

外構部

建築設備類

建物低層部

その他工作物

建物中層部

広告物

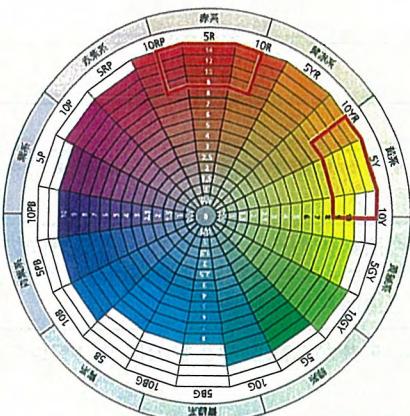
建物高層部

その他

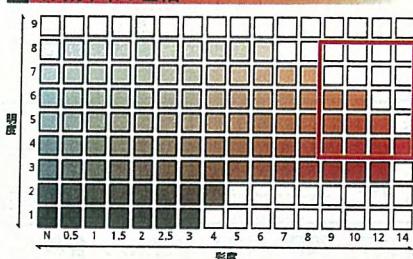
MINATO MIRAI 21

屋外広告物の表示面の基調色として使用できない色の範囲

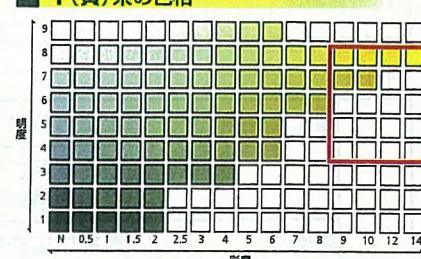
明度4~8の場合



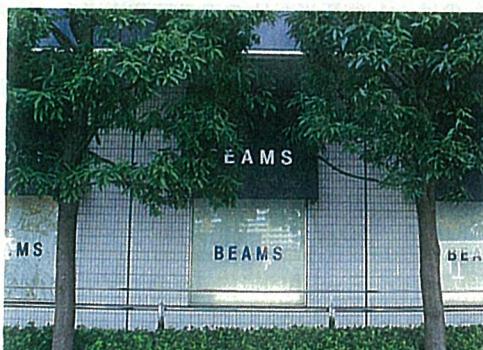
R(赤)系の色相



Y(黄)系の色相



企業イメージを大切にしつつ、良好な環境の演出に寄与し、品位の良さを感じられる広告物の例



色数を最低限に抑つつも、上品な企業イメージをアピールしている広告物



背後にある外壁色や足元の植栽と違和感なく調和しつつ洗練されたデザインが目をひくガラスの広告物



企業イメージとの調和を考慮した木製の質感が、背景となる石の壁面との穏やかな対比感によってひきたてられている広告物

好ましくない広告物の照明の例



激しい点滅光や著しく高輝度の演出照明で構成されている広告物

12 屋外広告物—3

イ. 屋外広告物は、地区内外からの眺望景観、街路景観に配慮し、形状、大きさ、配置等について、別表2の規格による秩序ある広告景観を形成する。

別表2

建築物に表示・設置するもの	屋上・屋根	屋上広告物は表示・設置しない。 屋根を利用した広告物は表示・設置しない。ただし、ビルサインで表示面積の合計が当該屋根の水平投影面積の5%以下、かつ50以内のものはこの限りではない。
	高層部	高層部に広告物は表示・設置しない。ただし、各棟1種類2カ所以内のビルサインで、長辺方向の長さを当該壁面の見付幅の20%以下、かつ、表示面積を見付幅に0.5を乗じた数値以内としたもので、周辺の景観に十分配慮したと認められるものについてはこの限りではない。
中層部	中層部	中層部に広告物は表示・設置しない。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 (1)ビルサインで1カ所当たりの表示面積20以内、表示する文字の高さ3m以下のもの (2)桜木町駅前に面する壁面(窓面を除く)に表示・設置するもので、大きさ、配置、内容、デザイン、掲出期間等、良好な景観に十分配慮したと認められるもの
低層部	低層部	低層部に表示・設置する広告物については以下の各号によるものとする。 (1)壁面(窓面を含む)に表示・設置するものは、1カ所当たりの表示面積を25以内とし、かつ、表示面積の合計を当該低層壁面部分の面積の15%以下とする。 (2)窓面に表示・設置するものは、窓面1カ所当たりの表示面積の合計を当該窓面の面積の50%以下、かつ、25以内とする。 (3)袖看板は設置位置、高さ、設置数等に配慮し、壁面からの出寸法1m以下とする。
独立広告物 (広告塔・広告板)		表示内容は、当該建物名称、施設名称、入居する企業・店舗名称等(いずれも略称、愛称、マークを含む)とし、商品広告はしない。
		1カ所当たりの表示面積は25以内とする。また、1敷地内の独立広告物の総表示面積は敷地面積の5/1000(25未満の場合は25とする)以下とする。
		地盤面から独立広告物上端までの高さは10m以下とする。ただし、ペデストリアンデッキ上に設置する場合は、地盤面から独立広告物上端までの高さを15m以下とする。
		店舗等の名称を示す場合は集合表示のものとする。やむを得ず、店舗等の名称を単独で設置する場合は、設置位置、大きさ、形状、設置数等について周辺の景観に配慮し、当該店舗の近傍に設置する。
その他	立看板	立看板は設置しない。ただし、自家用広告物または案内広告物で、周辺の景観に十分配慮したと認められるものについてはこの限りではない。
	広告旗	広告旗は設置しない。ただし、イベント・キャンペーン等の短期のもので周辺の景観に十分配慮したと認められるものについてはこの限りではない。

根拠法制度

景観形成基準
(景観法)
行為指針
(景観条例)

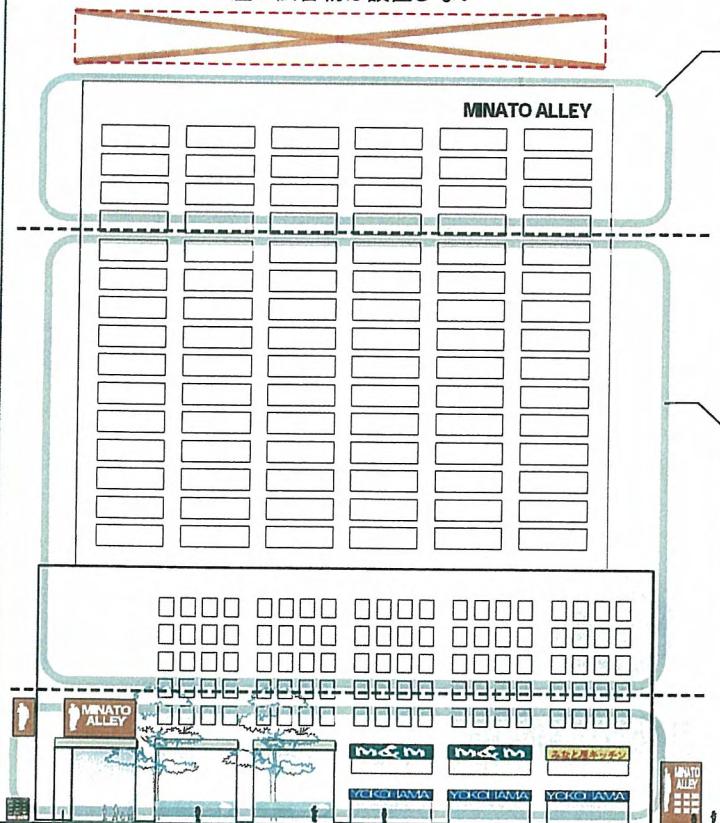
対象

外構部 運営設備類
建物低層部 その他工作物
建物中層部 広告物
建物高層部 その他

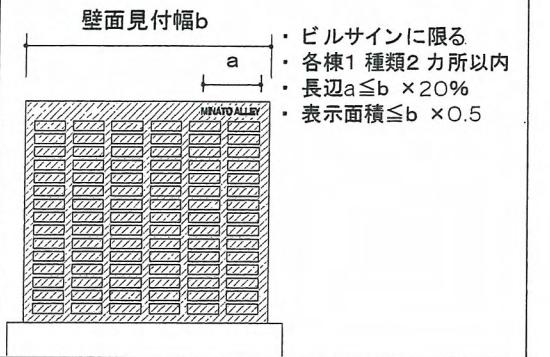
MINATO MIRAI 21

秩序ある広告景観の形成

屋上広告物は設置しない



高層部の広告物 次の全てを満たす



中層部の広告物 次のいずれか

- 表示面積20m²以内、文字の高さ3m以内のビルサイン
- 桜木町駅前に面する壁面に表示・設置するもので、景観や環境に十分配慮したもの(窓面は不可)

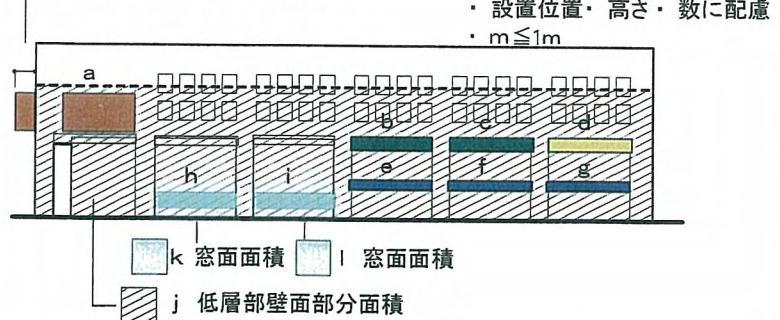
低層部の広告物

● 壁面に表示・設置するもの

(窓面を含む)

- 表示面積がa ~ i のいずれも25m²以内
- a ~ i の合計面積≤j × 15%

m袖看板の壁面からの出幅



● 窓面に表示・設置するもの

- $h \leq k \times 50\%$ $i \leq l \times 50\%$
- $h, i \leq 25m^2$
(窓面単位で算定)

● 袖看板

- 設置位置・高さ・数に配慮
- $m \leq 1m$

独立広告物

- 商品広告は掲出しない
- 表示面積≤25m²
- 1敷地内での合計表示面積≤敷地面積×5/1000(25m²未満の場合25m²)
- $h \leq 10m$ (ペデストリアンデッキ上は15m)
- 店舗名は原則集合表示



その他 原則禁止のもの

- 立看板
- 広告旗



横浜市都市整備局

みなとみらい21中央地区景観計画（案）

横浜市都市整備局

一 目 次 一

第1 景観計画の区域	p2
第2 良好な景観の形成に関する方針	p2
1 みなとみらい21中央地区全域の方針	
2 みなとみらい大通り沿道地区の方針	
第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p2
1 特定届出対象行為	
2 届出対象行為から除外する行為	
3 行為の制限 (形態意匠、高さ、壁面の位置の指定)	
第4 景観重要建造物の指定の方針	p3
第5 景観重要樹木の指定の方針	p4
第6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p4
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	
3 港湾施設の整備に関する事項	
第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p5
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	

第1 景観計画の区域

計画図に示す区域とする。

第2 良好的な景観の形成に関する方針

1 みなとみらい21中央地区全域の方針

みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。

当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しまれる水辺空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。

当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を景観要素の1つと考え、地区全体で形成されている歩行空間ネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。クイーン軸、グランモール軸、キング軸の3つの都市軸については、当地区的拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。

これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。

I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。

II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。

III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。

また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。

2 みなとみらい大通り沿道地区の方針

みなとみらい大通りは、横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ主要幹線道路であり、みなとみらい21地区の顔となる目抜き通りとなっている。

みなとみらい大通り沿道地区は、目抜き通りとしての魅力ある景観形成を進めるほか、みなとみらい21中央地区のスカイラインを形成する上で重要な地区であることから、質の高い業務機能等の集積による積極的な超高層建築物の誘導など、風格ある沿道景観を目指す。

第3 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為及び特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10m²以上のもの

2 届出対象行為から除外する行為

公共施設の機能維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為は、届出対象行為から除くものとする。

3 行為の制限

みなとみらい21中央地区における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものはこの限りでない。

また、みなとみらい大通り沿道地区においては、みなとみらい21中央地区全域の景観形成基準に加え、みなとみらい大通り沿道地区の景観形成基準についても適用する。

(1) みなとみらい21中央地区全域の景観形成基準

<形態意匠>

建築物の色彩は、螢光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めるものはこの限りでない。

別表1

色相	明度	彩度
5R Y～5Yの場合	6以上9.5以下	3以下
その他		0.5以下

(2) みなとみらい大通り沿道地区的景観形成基準

<高さ>

みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを60m以上とするものとする。ただし、敷地面積が2,500m²未満で、極端に低層ではなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの又は暫定土地利用施設、建築物に附属する小規模施設等は、この限りでない。

(3) みなとみらい大通り沿道地区的景観形成基準

<壁面の位置の指定>

みなとみらい大通りの通景を確保するため、建築物の高さ31mを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図の「壁面位置」に示す壁面の位置を超えて建築してはならない。

第4 景観重要建造物の指定の方針

みなとみらい21中央地区は、埠頭や造船所が存在していた歴史や港等を尊重しながら、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。

このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) みなとみらい21中央地区の街並みを構成する建造物

第5 景観重要樹木の指定の方針

みなとみらい21中央地区における緑は、水際の臨港パーク・日本丸メモリアルパークや地区の南北を貫くグランモール公園などの都心部の憩いを創出する公園や、海に向かう街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。

このようなみなとみらい21中央地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) みなとみらい21中央地区の歴史を伝える樹木
- (4) みなとみらい21中央地区の街並みを構成する樹木

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為で、従前の仕様と同等な設えとする場合はこの限りでない。

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状、色彩はみなとみらい21地区にふさわしいデザインとする。
- イ 緑豊かな歩行空間を創出する。
- ウ 歩道部の舗装面の素材は、落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可の基準

ア グランモール公園

整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (ア) 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい21中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。
- (イ) 横浜美術館前における空間は、美術館との調和を配慮した設えとする。
- (ウ) 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい21中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

イ 高島中央公園

整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (ア) 公園内の設備及び施設などは、キング軸の通景空間を妨げないよう配慮した形態意匠とする。
- (イ) 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい21中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

3 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおりとする。

ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 臨港パーク

- (ア) 緑地内の設備及び施設などは、キング軸の歩行空間を妨げないように配慮した配置とする。
- (イ) 緑地内の設備及び施設などは、みなとみらい21中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

イ 日本丸メモリアルパーク

- (ア) 緑地内の設備及び施設などは、緑地の景観形成に配慮した配置とする。
- (イ) 緑地内の設備及び施設などは、みなとみらい21地区中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

新たに設ける設備及び施設の形状、色彩は、みなとみらい21地区にふさわしい形態意匠とする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観変更を生じないものに限る。）、催物等のために一時的に設けるものは、この限りでない。

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) グランモール公園

都市公園法第7条の占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物などは、みなとみらい21中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。

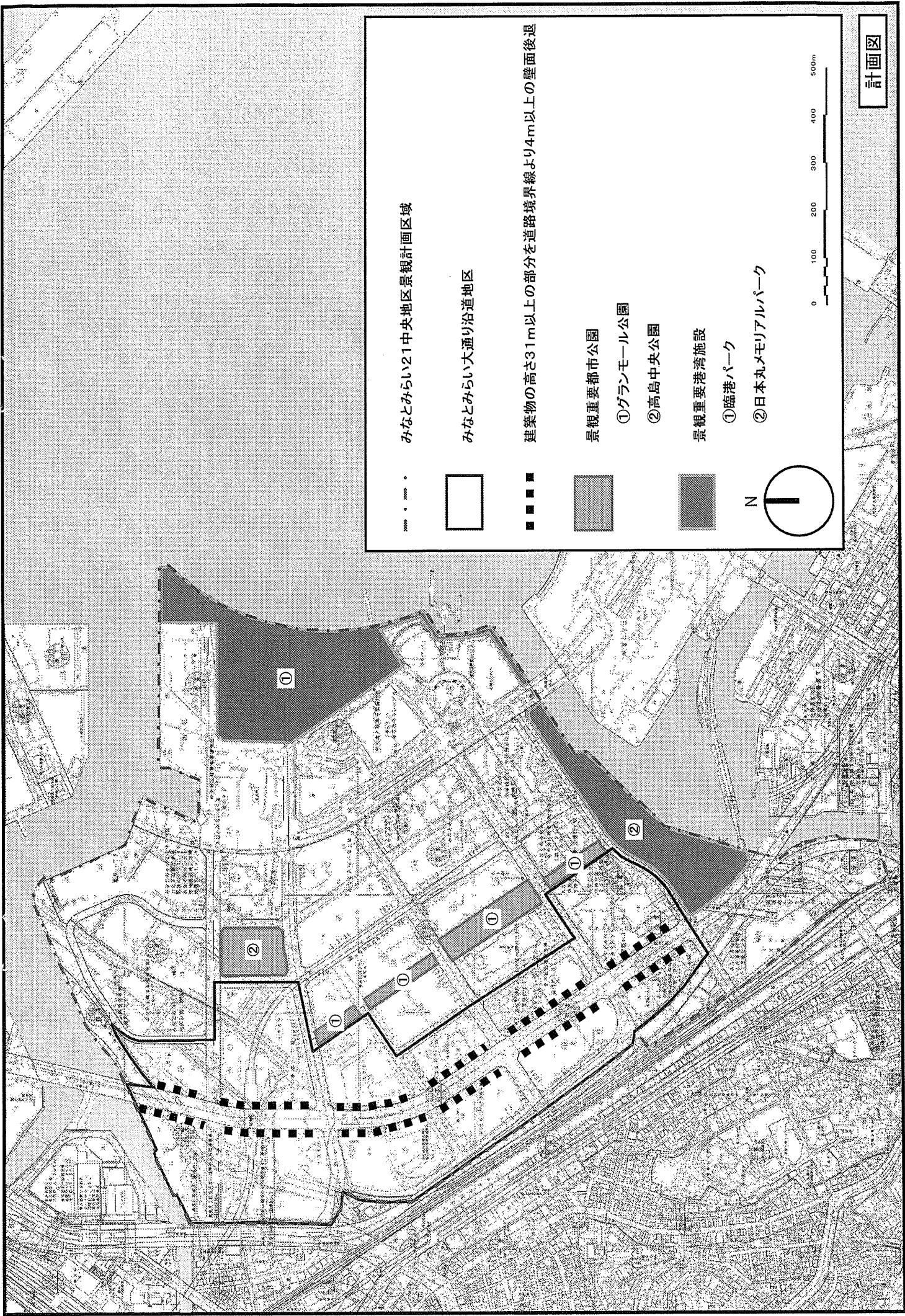
イ 公園内の設備、施設及び占用物などは、みなとみらい21中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 高島中央公園

都市公園法第7条の占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 公園内の設備、施設及び占用物などなどは、キング軸の通景空間を妨げないよう配慮した形態意匠とする。
- イ 公園内の設備、施設及び占用物などは、みなとみらい21中央地区にふさわしい落ち着いたもののを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

計画図



みなとみらい21中央地区都市景観協議地区（案）

横浜市都市整備局

一 目 次 一

第 1 都市景観協議地区の名称	p2
第 2 都市景観協議地区の位置及び区域	p2
第 3 魅力ある都市景観を創造するための方針	p2
第 4 都市景観形成行為	p2
第 5 特定都市景観形成行為	p3
第 6 行為指針	p3

第1 都市景観協議地区の名称

みなとみらい21中央地区都市景観協議地区

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

都市景観協議地区図に示す区域とする。

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。

当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しまれる水辺空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。

当地区的景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を景観要素の1つと考え、地区全体で形成されている歩行空間ネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。クイーン軸、グランモール軸、キング軸の3つの都市軸については、当地区的拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。

これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。

- I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。
- II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。
- III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。

また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。

第4 都市景観形成行為

次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10m²以上のもの
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で、外観を

変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m^2 以上のもの

- (5) 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置（屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件は、建築物に表示又は設置するもの、広告塔、広告板、立看板及び広告旗に限る。）

第5 特定都市景観形成行為

次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。

- (1) 高さが 100 m を超える建築物の新築又は移転
- (2) 建築物の高さで 100 m を超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが 100 m を超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の高さが地盤面から 100 m を超えるもの的新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが 100 m を超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の高さが地盤面から 100 m を超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの

第6 行為指針

<アクティビティフロア>

- (1) 都市景観協議地区図に示す「ペデストリアンネットワーク」や歩道、歩道状空地等の歩行空間に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。
- (2) アクティビティフロアの外壁は、ショーウィンドウ等の大型の開口部を設けるなど、ペデストリアンネットワークや歩道、歩道状空地等の歩行空間又は人々が自由に入り出しうける広場状空地（以下、「コモンスペース」という）から、アクティビティフロアでのにぎわいや活動がうかがえる形態意匠とする。
- (3) アクティビティフロアの前面にコロネードやアーケード等のような空間を設け、快適で連続した歩行空間が形成されるような形態意匠とする。
- (4) アクティビティフロアの周辺には、にぎわいを阻害しない範囲で、多様なスケールの緑を積極的に導入し、景観に配慮する。

<歩道状空地>

- (1) 街の公共空間と建築物の私的空間との中間に位置する領域（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。
- (2) 歩道状空地を地区施設と接して設ける場合には、境界の段差等の障害をなくすなど、一体的に利用できる形態とする。

- (3) 歩道状空地と道路の境界の段差等の障害をなくすなど、一体的に利用できる形態とする。
- (4) 歩道状空地には、歩行空間を阻害しない範囲で、植栽を積極的に導入し、景観に配慮する。
- (5) 敷地内に、歩道状空地と広場状空地を接して設ける場合には、植栽やベンチ等の配置により、空間を分けるなど、広場状空地における憩える場を創出する。

<コモンスペース>

- (1) コモンスペースは、建築物の主要な出入口の前面、アクティビティフロアの周辺、ペデストリアンウェイ沿い又は街角等、コモンスペースでのぎわいや活動が、歩行空間からうかがえる位置に配置する。
- (2) コモンスペースは、隣接する敷地のコモンスペースと一体的に利用できるようにするなど、にぎわいの連続性を阻害しない配置、デザインとする。
- (3) コモンスペースは、様々な形で水や緑を導入し、人々が気軽に休め、憩える場を創出する。

<駐車場>

- (1) 駐車場は、建築物の地下に設けるなど、青空駐車場の設置は避け、街並みの連続性を阻害しないようとする。
- (2) 駐車場を地上に設ける場合は、建築物と一体的な位置へ配置、デザインする。
- (3) 駐車場の出入口又は自動車サービス路の出入口は、街並みの連続性を阻害しないよう、都市景観協議地区図に示す、国道1号、みなとみらい大通り、国際大通りなどの地区内主要幹線道路沿いを避ける。
- (4) 駐車場の出入口は、歩行者等の安全確保をしつつ、形態意匠についても街並みに配慮する。

<駐輪場>

- (1) 駐輪場は、街並みの連続性を阻害しないため、駐輪場周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に自転車等が臨めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、配置等を工夫する。

<附属設備等>

- (1) 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場又は外階段等となる部分は、それらの位置や規模を工夫し、賑わいの連続性を阻害しない形態意匠とする。
- (2) 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場、外階段等となる部分は、街並みの連続性を阻害しないため、歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、配置等を工夫する。
- (3) 建築物の高架水槽、装飾塔、建築物の屋上に設置する工作物等は、周囲から容易に臨めないよう、ルーバー等により遮蔽するなどして魅力ある眺望景観を形成する。

<夜間照明>

- (1) 都市空間の賑わいを演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。
- (2) 夜間の魅力あるスカイラインを創出し、街の遠望の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部は、照明の演出を行う。

<建築デザイン>

- (1) 建築物の外壁は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状などの閉塞的で単調な形態意匠を避け、分節化や適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、当地区にふさわしい個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。
- (2) 建築物は、港への通景及び街並みの連続性を確保し、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するよう、デザイン・配置等を工夫する。
- (3) 隣接する建築物どうしのデザイン・配置等は歩行空間等からの統一感・調和に配慮する。
- (4) 建築物の頭頂部は、魅力あるスカイラインを形成し周辺の街並みと調和するよう配慮する。

<スカイライン>

- (1) 建築物は、地区全体で山側から海側に向けて、徐々に高さが低くなるようにし、魅力的なスカイラインが形成されるように配慮する。

<屋外広告物>

- (1) 屋外広告物は、秩序ある広告景観を形成し、街の賑わいを創出する。
 - ア 屋外広告物は、賑わいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1に掲げる質の高い広告景観を創造する。
 - イ 屋外広告物は、地区内外からの眺望景観、街路景観に配慮し、形状、大きさ、配置等について、別表2に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。

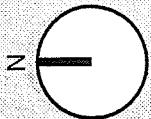
別表1 質の高い広告景観の創造

表示内容・デザイン	表示内容は、地域の賑わいや良好な景観の演出に寄与するものとし、商品・サービス等の営利目的の部分を最小限の大きさとした、品位の良さを感じられるデザインとする。
	ビルサインは、独立文字・マーク等の組み合わせによるものとする。
色彩	表示面の色彩は、マンセル表色系で色相がR系若しくはY系で、明度が4以上8以下のものは、彩度8以下の落ち着いた色彩を基調とする。
照明	照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等を避け、街の賑わいや地区全体の夜景の演出を阻害しないものとする。
映像広告	映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。

別表2 秩序ある広告景観の形成

建築物に表示・設置する屋外広告物	屋上部分	屋根面を利用するビルサインで、表示面積の合計が当該屋根の水平投影面積の5%以下、かつ50m ² 以内の最小限の大きさのもの。
	高層部	(1)壁面を利用するビルサインで、各棟1種類2カ所以内のもの。 (2)壁面を利用するビルサインで、長辺方向の長さが当該壁面の見付幅の20%以下、かつ、表示面積が見付幅に0.5を乗じた数値以内の最小限の大きさのもの。
	中層部	(1)壁面を利用するビルサインで、1カ所当たりの表示面積が20m ² 以内、かつ、表示する文字の高さが3m以下の最小限の大きさのもの。 (2)桜木町駅前に面する壁面（窓面を除く）を利用する屋外広告物で、大きさ、配置、内容、デザイン、掲出期間等について、良好な景観に配慮したもの。
	低層部	(1)壁面(窓面を含む)を利用する屋外広告物で、1カ所当たりの表示面積が25m ² 以内、かつ、表示面積の合計が当該低層壁面部分の面積の15%以下の最小限の大きさのもの。 (2)窓面を利用する屋外広告物で、窓面1カ所当たりの表示面積の合計が当該窓面の面積の50%以下、かつ、25m ² 以内の最小限の大きさのもの。 (3)袖看板で、壁面からの出寸法が1m以下の最小限の大きさのもので、設置位置、高さ、設置数等について、良好な景観に配慮したもの。
	独立広告物（広告塔・広告板）	表示内容が、当該建物名称、施設名称、入居する企業・店舗名称等（いずれも略称、愛称、マークを含む）のもの。 1カ所当たりの表示面積が25m ² 以内で、1敷地内の独立広告物の表示面積の合計が敷地面積の1000分の5（25m ² 未満の場合は25m ² とする）以下の最小限の大きさのもの。 (1)地盤面から独立広告物上端までの高さが、10m以下のもの。 (2)ペデストリアンデッキ上に設置するものは、地盤面から独立広告物上端までの高さが、15m以下のもの。 (1)店舗等の名称を集合表示としたもの。 (2)店舗等の名称を単独で設置するものは、当該店舗の近傍に設置し、形状、大きさ、設置位置、設置数等について、周辺の景観に配慮したもの。
その他		立看板は、自家用広告物または案内広告物で、周辺の景観に配慮したもの。 広告旗は、イベント・キャンペーン等の短期のもので周辺の景観に配慮したもの。

都市景観協議地区図



みなとみらい21中央地区都市景観協議地区

ペデストリアンネットワーク

みなとみらい大通り

国際大通り



国道1号

